



市民生活のために

議案

消防ポンプ自動車の取得(4件)

都市整備常任委員会

令和7年度6月定例会の都市整備常任委員会で議案審査を行いました。今回更新時期を迎えた消防ポンプ車の取得についての議案は、直近の取得価格と比較して、大幅に価格が上がっているうえ、当初その理由が資料として示されなかったため、資料の用意を求めた上で時間をかけて審査をしました。

最終的には①車両関係②機装関係③資機材のそれぞれの差額が資料として示され、「更新費用を抑えるための策を検討すべき」という意見に一定の理解が示されたため、可決すべきものとされました。



(例)水槽付き消防ポンプ車1-A型

令和3年度	令和7年度(今回)	差額
約5,956万円	約8,380万円	約2,424万円 (約1.4倍)

そのほかの主な議案
(都市整備常任委員会)

- 都市公園条例の一部を改正する条例→都市公園以外の公園を公の施設として位置づけることで、市民が市立公園を都市公園と同様に写真撮影や催し物が行えるように条例を改正
- 雨水排水流出抑制施設の設置基準に関する条例→開発区域の雨水排水流出抑制施設の設置基準を定める



活動報告



2025年4月～6月



■4月18日
町田市の首都圏初の乾式メタン発酵の都市ごみ処理施設を視察



■5月19日
朝霞市の学校給食センター方式・自校方式の並行実施について視察



■6月3日
連合埼玉政策フォーラムにて投票率向上の取組について発表

えびはら直矢プロフィール

昭和62年12月3日生まれ。
●上智大学法学部卒
●首都大学東京社会人類学教室修了。
国連 UNHCR 協会職員などを経て、衆議院議員公設第一秘書を務める。

大学在学中に市民団体を設立し、子どもたちの放課後を考える団体や演劇教育を推進する団体など複数の団体の運営に携わってきた。2017年に上尾市議会議員に当選(現在3期目)。政策フォーラム・市民の声あげお会派代表。環境審議会委員。家族:妻、長男(9才)、長女(8才)、次男(7才)

市政へのご意見やお困りごとがございましたらお気軽にご連絡ください →FAX 048-677-1676

お名前

ご連絡先

ご意見やお困りごとなど

上尾市議会議員(政策フォーラム・市民の声あげお)

えびはら直矢市政報告



令和7年6月定例会号
2025.6.30

発行人

海老原直矢
〒362-0026 上尾市原市北一丁目14番地9 TEL. 048-716-7323
E-mail. ebihara116@gmail.com https://www.ebihara-naoya.com

令和7年6月定例会議会報告

予算

工事のインフレ分の補正を減額修正
事業者からの見積もり以外の金額の根拠が必要

都市整備

消防ポンプ自動車の取得を徹底審査
大幅な価格上昇について時間をかけて審査

一般質問

公共施設削減目標の適切性
「施設35%」の削減目標は不相当では

今回の定例会では税金の使い方が適切かどうか議論されました。まずは私たち市民の皆さんに説明が出来るのか、という当選前の視点で審査をし、結論を出しています。



令和7年度上尾市一般会計補正予算(第2号)

総合福祉センター工事のインフレ分の補正を減額修正

6月定例会最終日、補正予算のうち、総合福祉センター大規模改造事業にインフレスライド条項(裏面参照)を適用するための予算を減額修正する修正案が提出され、賛成多数で可決されました。

この修正案では特に大きな増額提案がなされた機械設備工事(約7,240万円)について、その増額が工期内に発生していることに関する十分な説明がなかったことを提案理由としています。

私は物価上昇を適切に転嫁することについては必要であると考えており多くの議員もその考えは同様ですが、その金額の根拠が納得のいくものでなければ税金の使い道としては容認することはできません。再提案の際にもしっかりとチェックをしていきます。



工事費の上昇分



建設工事
3.4%



電気設備工事
5.7%



機械設備工事
15.1%

機械設備工事のうち
自動制御設備
81.3%

修正案に対する討論の主な内容



- ①価格上昇分の根拠について公的な視点からの根拠が示されておらず適切性を判断することができない。
- ②本来であれば機械設備工事だけでなく全体を修正対象とすべきであるが工事の遅れによる市民への影響を鑑みて修正案の範囲にとどめることに賛同する。

令和7年6月定例会 『市民の声あげお』市政報告会

『市民の声あげお』として取り組んできた政策の進捗をご報告するとともに、修正となった補正予算の中身などの議会報告を行います。

8/9 土
午後2時から

コミュニティセンター
音楽室

お申込みはメールもしくは裏面のFAXにて
▶ebihara116@gmail.com
※お名前、ご連絡先をお知らせください。



市民の声を形に

令和7年6月定例会

テーマ

① 公共空間のあり方

公共空間

戦略的な公共施設への投資

市の魅力向上につながる施設整備を

質問

児童館は転入者アンケートでも魅力としてあげられており、そのような公共施設については、縮減を前提とせずに、戦略的に投資を行っていくべきであると考えが見解は。

行政経営
部長答弁

市民意識調査や市民アンケートなどの結果も踏まえつつ本市にとって必要な施設は何かという本質的なことをまずは最優先して検討していきたいと考えている。



(出典)青少年課提供資料・上尾市個別施設管理基本計画

Point

児童館の更新時期

問 児童館の課題は？

答 児童館アッピールランドとこどもの城はともに老朽化が進行している。今後は、これら老朽化に計画的に対応していくことが必要であると認識している。

しかし

〈計画上の更新時期〉
アッピールランド→2055年
こどもの城 →未定
(2055年までに更新予定なし)

公共空間

削減方針と上尾市の魅力

魅力を高める障害としての削減方針

質問

(博物館や郷土資料館の建設を含めた公共施設について)削減ありきの方針でこれまで進んできたことが結果的に上尾市の魅力を高めることの障害となっていると考えるが見解は。

市長
答弁

摘田・畑作用具については、国指定の貴重な財産であることから、今は仮保管であるが、できるだけ早い時期にしっかりと資料館等について構想を練りながら方向性を出していきたいと思っている。

Point

摘田・畑作用具の保管状況

- ・保管のための十分なスペースが確保されていない。
- ・保管する学校の教室の下に階に給食室があり火を使う。



上尾市文化財保護審議会における委員の発言

「このままの現状が続くようであれば、日本で初めての事例ですが、地方都市の現状を示すうえでも、こんな無責任な状態で放置しておく状態が続くのであれば指定受けてから年数は経ちますが、返上して、市ができる範囲での管理をします、という考えもできるのではないですか。」

(出典)令和6年度上尾市文化財保護審議会第2回会議会議録

議
会

のポイント

令和7年6月定例会

総合福祉センター大規模改造工事について質疑で問題が明らかに



総合福祉センター大規模改造工事への『インフレスライド条項』適用について私から質疑を行いました。ここで担当部から提出された資料により、一部の工事の価格上昇率が非常に大きいという今回の減額修正につながる問題の一端が明らかになりました。私は、委員会審査の前に質疑の場で課題を明らかにしておくことは非常に重要であると考えています。今後もこのような姿勢で審査に臨んでいきます。

インフレスライド条項とは？

公共空間

一人あたりの公共施設面積

上尾市は面積が少ないことを考慮すべき

質問

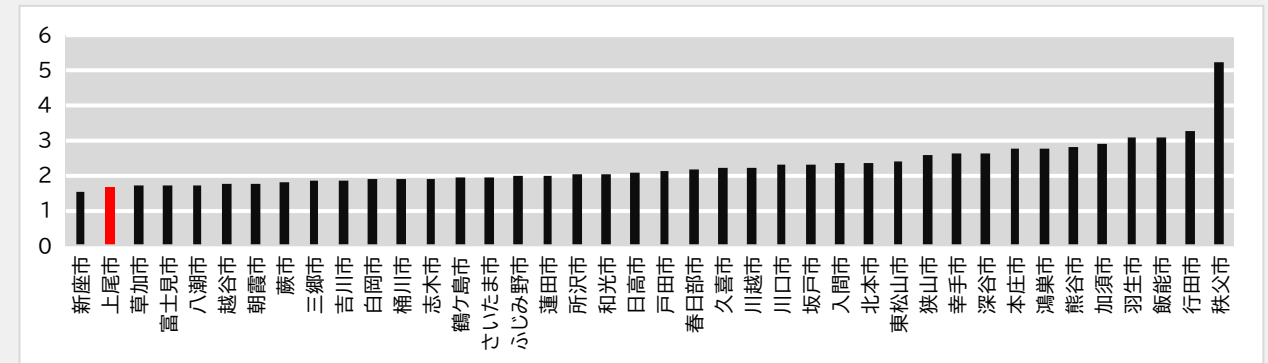
上尾市の1人あたりの公共施設の面積と県内での順位は。

行政経営
部長答弁

令和5年度市町村公共施設状況調査をもとに算出すると、約1.67平米となっている。順位は、県内63市町村のうち62番目である。

Point

市民1人あたりの公共施設面積



すでに上尾市は埼玉県内で最も公共施設面積が少ない自治体の1つである

(出典)総務省『公共施設状況調査 令和5年度』

公共空間

公共空間の市民による活用

市民の利用促進のための規則緩和

質問

(上尾駅ペDESTリアンデッキや学校など)活用が進んでいない各公共空間について、これまでの規則を緩和するなどして市民の利用を促進していくべきであると考えがいかがか。

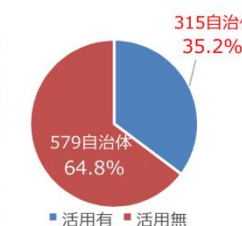
市長
答弁

地域の活性化や都市におけるにぎわい創出等の観点から、イベントを開催できる状況を満たす公共施設に関しては、どうすれば出来るかについて調査していく。

Point

民間団体による利活用の有無

④ 道路空間



～活動の内容～	
飲食	23.3%
物販	24.1%
交流	25.1%
憩い	13.0%
防災	1.3%
美化	9.5%
その他	3.7%

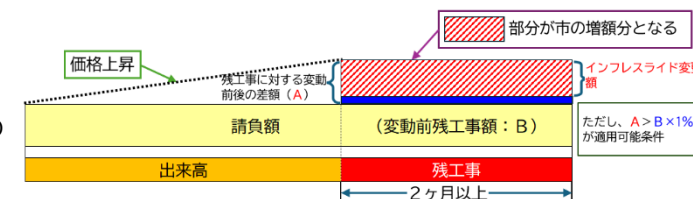
全国的には駅のペDESTリアンデッキを含む道路を民間団体が活用している自治体が3割以上あり、活用が進んでいる。

(出典)『上尾市図書館本館更新方針』(出典)国土交通省『「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市再生に向けて』

工期内に急激なインフレーションにより資材や賃金が高騰し、請負代金額が不適当となったときは、発注者と受注者の協議により請負代金額の変更ができる制度。

対象となる工事

- ①工期が基準日から2ヶ月以上残っている
- ②変動後の残工事額と変動前の残工事額の差額が、変動前の残工事額の1%を超えている



請願提出は市民の権利です。提出を検討している方がいらっしゃいましたらぜひご相談ください。

